

春のTMBセミナー 2026

人生100年時代と言われる通り、被相続人の方のプラチナ世代が進んでいます。その結果配偶者や相続人もシニア世代であるケースも増え、様々な問題点が生じてきます。今回はプラチナ世代の相続への備えや税金問題に関して今行っておくべきポイントについて、家族みんなで考えていきましょう！

プラチナ世代の相続・税金対策の重要なポイント

- ✓ **CASE 1** 高額所得者や貸付用不動産オーナーに大きな影響のある2026年税制改正
- ✓ **CASE 2** 不動産保有会社が様々な問題を解決する！？
- ✓ **CASE 3** 過去に行った相続対策の見直し
意思能力のない方やいる場合や意思能力を失うことへの備え
老人ホームに入居する時の税務上の注意点



税理士 坪多晶子

1990年坪多税理士事務所・有限会社トータルマネジメントブレーン設立、2012年税理士法人トータルマネジメントブレーン代表社員に就任。資産承継、事業承継対策の豊富な事例をもとに更なる一手を提案します。



弁護士 坪多聡美

2012年弁護士登録、2016年坪多法律事務所を開設。遺産相続や不動産トラブルの分野をメインに活動。法的リスクを避けながら、思いをカタチにする相続の生前準備や遺言作成へのアドバイスはお任せ。



プラチナ世代が備えるべき
相続・税金対策とは？

日時

会場

4.18 **土**
13:30-16:30

ホテルイルグランド梅田
〒530-0047大阪市北区西天満3丁目5-23
大阪メトロ谷町線・堺筋線「南森町」駅
2番出口より西へ徒歩3分

13:00開場 13:30～14:45 第1部

令和8年度税制改正 今年に注目すべきポイント
不動産保有会社の株価評価 資産を会社が保有で相続税評価は？

15:00～16:30 第2部

プラチナ世代が備えるべき相続対策とは？
～相続人のシニア化にどう対応する？～

お申込・お問合せ

お電話・FAX・QRコードよりお申込みください。
税理士法人トータルマネジメントブレーン
担当：吉田・神藤
TEL:06-6361-8301
E-mail:web-entry@tkcnf.or.jp

